

岐阜県公報

第 十 二 号

令和元年 六月 十四 日

(金曜日)

目 次

告 示

- 令和元年度管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 五五^{ページ}
- 令和元年度管理美容師資格認定講習会の指定 (同) 五五
- 道路の区域変更 (道路維持課) 五六
- 洪水浸水想定区域の指定 (河川課) 五六

監査委員告示

- 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (監査委員) 五七
- 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表 (同) 五八

公 示

- 落札者等に関する公示 (税 務 課) 六三
- 落札者等に関する公示 (管 財 課) 六三
- 落札者等に関する公示 (総務事務センター) 六三
- 落札者等に関する公示 (環境管理課) 六四
- 公共測量の実施 (用地課) 六四
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 六四
- 落札者等に関する公示 (郡上特別支援学校) 六五

正 誤

- 建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正 (建築指導課) 六五
- 土地改良区の定款の変更認可中訂正 (西濃農林事務所) 六六
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正 (人事委員会) 六六

告 示

岐阜県告示第五十二号

美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により令和元年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 主催者の名称及び住所
公益財団法人美容師美容師試験研修センター 理事長 上原 至雅
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階
- 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
公益財団法人美容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区上前津二丁目一〇番二八号美容あいち会館一階
- 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
令和元・一一・二一	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 不二羽島文化センター
同 一一・二八	衛生管理	同
同 一一・二五	衛生管理	同

岐阜県告示第五十三号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により令和元

年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 上原 至雅
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区上前津二丁目一〇番二八号美容あいち会館一階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
令和元・一一・一一	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 不二羽島文化センター
同 一・一一・一八	衛生管理	同
同 一・一一・二五	衛生管理	同

岐阜県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年六月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考

県道	
古 鼠 川 餅 線	
高山市丹生川町森部字佐藤屋敷一〇五九番一三地区地内	
後	前
五・五 九・三	四・七 五・〇
二・九	二・九

岐阜県告示第五十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系新境川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県岐阜土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系新境川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成二十年岐阜県告示第五百三十九号）は、廃止する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系木曾川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。

なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系木曾川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成十七年岐阜県告示第八百号）は、廃止する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系阿木川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。
なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系阿木川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成十七年岐阜県告示第八百一号）は、廃止する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により木曾川水系中津川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。
なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県恵那土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

木曾川水系中津川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示（平成十七年岐阜県告示第八百二号）は、廃止する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第五十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により神通川水系高原川に係る洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により告示する。
なお、当該事項を表示した図面は、岐阜県県土整備部河川課及び岐阜県古川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

神通川水系高原川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深に関する告示

示（平成十八年岐阜県告示第八十五号）は、廃止する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年六月十四日

岐阜県監査委員	田 中 勝 士
岐阜県監査委員	加 藤 大 博
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	長 縄 直 子

I 平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指導事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	4	1	0
計	193	191	1	1

※ 「今回措置を講じたもの」については、令和元年 5 月 8 日に知事から通知があったもの
(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指導事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所管する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地視察の監査の結果として本庁の所管

課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成30年度

(1) 監査結果（検討事項）に基づき講じた措置

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
高齢福祉課	老人福祉施設等整備費補助金について、社会福祉法人等が行う老人福祉施設の整備に要する経費に対し予算の範囲内で補助を行っており、施設入所待機者の解消を目標に掲げ事業を実施している。 予算要求時に行った事業評価では、高齢者の増加等により事業の必要性は高いとしているものの、施設ごとの入所待機者数については、真に入所が必要な待機者の把握が困難として事業の達成度を示す指標としては設定していなかった。 そこで、把握可能なものとして、補助事業により整備した施設への入所者数を確認したところ、平成28年度補助事業については把握していたものの、従前より補助年度以降の入所者数を把握する仕組みとはなっていないことから、入所者数の把握を行うなどして事業効果の確認や事業の改善に活用するよう検討されたい。	岐阜県老人福祉施設等整備費補助金交付要綱を改正し、平成31年度より、補助事業によって整備した施設の開設後 3 か月、6 か月及び1 年を経過した日における各施設の入所者数について補助事業者から報告を求めることとした。 これにより把握した入所者数を、今後の事業効果の確認等における要素の一つとして活用することとする。

岐阜県監査委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により
岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があった
ので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年六月十四日

岐阜県監査委員 田 中 勝 士

岐阜県監査委員 加 藤 大 博

岐阜県監査委員 鈴 土 靖 子

岐阜県監査委員 藤 良 寛

岐阜県監査委員 長 縄 直 子

1 平成 29 年度及び平成 30 年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況
(1) 平成 29 年度

(単位：件)

区 分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置
	A	B	C	A－B－C
団 体	出資・出 ^レ 捐団体	2	2	0
	補助金等交付団体	0	－	－
	指 定 管 理 者	0	－	－
	計	2	2	0
	出資・出捐団体	5	5	0
	補助金等交付団体	3	3	0
	指 定 管 理 者	4	4	0
	計	12	12	0
	出資・出捐団体	1	1	0
	補助金等交付団体	0	－	－
所 管 機 関	指 定 管 理 者	0	－	－
	計	1	1	0
	出資・出捐団体	0	－	－
	補助金等交付団体	1	1	0
	指 定 管 理 者	0	－	－
	計	1	1	0
	出資・出捐団体	1	0	0
	補助金等交付団体	2	2	0
	指 定 管 理 者	2	2	0
	計	5	4	1
検 討 事 項	出資・出捐団体	0	－	－
	補助金等交付団体	0	－	－
	指 定 管 理 者	0	－	－
	計	0	－	－
合 計		21	20	0

(2) 平成 30 年度

(単位：件)

区 分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置
	A	B	C	A－B－C
団 体	出資・出 ^レ 捐団体	2	0	1
	補助金等交付団体	2	2	0
	指 定 管 理 者	1	0	0
	計	5	2	1
	出資・出捐団体	7	1	5
	補助金等交付団体	1	0	0
	指 定 管 理 者	2	0	0
	計	10	1	5
	出資・出捐団体	0	－	－
	補助金等交付団体	0	－	－
所 管 機 関	指 定 管 理 者	0	－	－
	計	0	－	－
	出資・出捐団体	0	－	－
	補助金等交付団体	2	0	2
	指 定 管 理 者	1	0	0
	計	3	0	2
	出資・出捐団体	0	－	－
	補助金等交付団体	1	0	0
	指 定 管 理 者	1	0	0
	計	2	0	0
検 討 事 項	出資・出捐団体	0	－	－
	補助金等交付団体	0	－	－
	指 定 管 理 者	0	－	－
	計	0	－	－
合 計		20	3	9

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年5月8日に知事から通知があったもの
(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
・指導事項：是正又は改善を求める事項
・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成 30 年度

(1) 団体監査結果 (指摘事項) に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課 立下呂温泉病院	地方独立行政法人岐阜県 立下呂温泉病院	平成 29 年度の決算において、前年度指導したにもかかわらず、医薬未収金の貸倒損失額の計上を誤っていたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理された	指摘事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 指摘事項については、平成 30 年度中の会計処理において貸倒損失額の修正を行った。 また、二期連続であることを踏まえ、直ちに、前回講じた措置 (元データの計算式を修正し、計上誤りの原因を解消) の反映状況を見直し、指摘箇所 (平成 29 年 8 月) 以外は適正に処理していることを確認した。 今後は、月例事務処理において、複数の職員で元データの計算結果を確認する体制を維持するとともに、決算時には医事課及び総務課において当該年度分を核算する等、適正な事務処理を行う。

指定管理者 所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
文化伝承課	トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ (岐阜県先端科学技術体験センター)	薬品の管理事務について、「岐阜県先端科学技術体験センター」の管理に関する基本協定書」及び「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書」に基づき「薬品の保管管理規程」を定め管理を行っているが、次の不適正な事項が認められ、管理が十分に行われていなかったため、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。 1 一部の劇物について、施錠しないまま一般薬品と混在して保管されていた。 2 毒物及び劇物並びに一般薬品について、「薬品保管簿」に残量が適切に記入されておらず、また、在庫点	指摘事項について、指定管理者に対処を求めたところ、以下のとおり対応した旨の報告を受け、「薬品の保管管理規程」に基づいて薬品を管理していることを確認した。 岐阜県先端科学技術体験センターの全職員に対して、平成 30 年 12 月 19 日に薬品管理研修を実施し、関係法令及び「薬品の保管管理規程」に基づく薬品管理体制を再認識させるとともに、次のとおり対応した。 1 直ちに毒物及び劇物を施錠できる薬品棚へ移し、一般薬品と区別して保管した。

	検を年 1 回行っていたが、正確な点検となっていないものがあつた。 3 薬品は薬品庫に保管することとなっているが、研究室に持ち出されたままの薬品が多数認められた。	2 直ちに全ての薬品の残量を重量で計測して「薬品管理簿」に記録し、在庫点検を行った。また、「薬品の保管管理規程」を平成 31 年 3 月 28 日に改正し、使用の都度残量を計測することを明記するなど薬品管理体制を強化した。 3 直ちに薬品を薬品庫へ移すとともに、全職員に対して使用後は速やかに薬品庫へ返却するよう徹底を図った。
--	--	--

(2) 団体監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置

出資・出捐団体

所管機関名	団体名	監査結果	講じた措置
医療整備課 立下呂温泉病院	地方独立行政法人岐阜県 立下呂温泉病院	平成 29 年度の決算において、平成 29 年 3 月に取得した車両に係る耐用年数の登録を誤っていたことにより、減価償却済額が 109,761 円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 指導事項については、固定資産台帳を修正することともに、平成 30 年度中の会計処理 (平成 30 年 12 月 31 日付け) において減価償却累計額の修正を行った (修正額 185,750 円。うち、過年度分 109,763 円 (端数調整額含む)、現年度分 75,987 円)。 今後、償却資産を取得する際は、地方公営企業法施行規則等を参考に、物理的減価と機械的減価双方を考慮して決定し、より適切な耐用年数の設定に努めるとともに、固定資産台帳の登録に当たっては、複数の職員で耐用年数などを確認することにより適正な事務処理を行う。

補助金等交付団体 所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーク (地域子育て方向上広域連携促進事業費補助金)	地域子育て方向上広域連携促進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり補助対象経費の支	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項 1 について、執行

	出証書類として十分でないものが見受けられたので、今後は適正に処理されたい。 1 講師料の支払について、領収書に領収者の署名がないものがあった。 2 旅費の支給について、複数の者に対する旅費であるにもかかわらず、1枚の領収書で処理されており、当該領収書の領収者の署名も1名のみとなっているものがあった。	済みの分に関しては関連書類により講師への支払が行われていることを確認した。 また、講師料の支払の際には、領収書に領収者の署名があることを確認する。 指導事項2について、執行済みの分に関しては関連書類により旅行者各自への支払が行われていることを確認した。 また、旅行者毎に領収書を徴し、それぞれの署名があることを確認する。 今後、交付要綱等関係通知をよく確認し、県担当者と密に連携を図るとともに適正な処理を行うこととする。
--	--	--

指定管理者	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
障害福祉課	一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会 (岐阜県聴覚障害者情報センター)	岐阜県聴覚障害者情報センターの管理運営業務において、「岐阜県聴覚障害者情報センター」の管理に関する基本協定書」に基づき、賠償保険及び傷害保険へ加入すべきところ、未加入の期間が認められたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 岐阜県聴覚障害者情報センターにおいては、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に当たっては、基本協定書に基づき、賠償保険及び傷害保険に加入することとしている。 しかし、手話通訳者及び要約筆記者の登録作業が遅くなった結果、5月に保険加入となり、保険未加入期間が発生している。 今回の監査を踏まえて、手話通訳者及び要約筆記者の賠償保険及び傷害保険への加入については、センター登録調書の送付作業を例年より早め、3月中旬に手話通訳者及び要約筆記者登録者名簿を確定させ、平成31年3月20日に保険加入が完了したことを確認した。 また、登録希望者に事情があつて遅滞が生じた時には、

子ども家庭課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳩学園)	岐阜県立白鳩学園の管理運営業務において、「岐阜県立白鳩学園の管理に関する基本協定書」に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていたので、速やかに措置することとし、今後は適正に処理された。	その都度保険加入手続をするものとし、保険加入日から活動可能とする旨を通知することとする。 指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項については、平成31年1月16日付けで「岐阜県立白鳩学園の管理に関する変更基本協定書」を締結した。 今後は、協定を締結するに当たり、法人においてもその内容の確認を慎重に行うこととする。
--------	------------------------------	--	---

(3) 所管機関監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置 指定管理者			
所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
文化伝承課	トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ (岐阜県先端科学技術体験センター)	指定管理施設の薬品の管理事務について、指定管理者は「岐阜県先端科学技術体験センターの管理に関する基本協定書」及び「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書」に基づき「薬品の保管管理規程(以下「規程」という。)」を定め管理を行っているが、次の不適正な事項が認められ、管理が十分に行われていなかったので、規程を遵守させるとともに、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図られたい。 1 一部の劇物について、施錠しないまま一般薬品と混在して保管されていた。 2 毒物及び劇物並びに一般薬品について、「薬品保管簿」に残量が適切に記入されておらず、また、在庫点検を年1回行っていたが、正確な点検となっていないものがあつた。 3 薬品は薬品庫に保管する	指摘事項について、指定管理者に対応を求めたところ、以下のとおり対応した旨の報告を受け、「薬品の保管管理規程」に基づいて薬品を管理していることを確認した。 今後薬品を適切に管理するよう指定管理者を指導していく。 岐阜県先端科学技術体験センターの全職員に対して、平成30年12月19日に薬品管理研修を実施し、関係法令及び「薬品の保管管理規程」に基づく薬品管理体制を再認識させるとともに、次のとおり対応し、適正な保管管理を図った。 1 直ちに毒物及び劇物を施錠できる薬品棚へ移し、一般薬品と区別して保管した。 2 直ちに全ての薬品の残量を重量で計測して「薬品管理簿」に記録し、在庫点検を行った。また、「薬品の保管管理規程」を平成31年3

	こととなっているが、研究室に持ち出されたままの薬品が多数認められた。	月 28 日に改正し、使用の都度残量を計測することを明記するなど薬品管理体制を強化した。 3 直ちに薬品を薬品庫へ移すとともに、全職員に対して使用後は速やかに薬品庫へ返却するよう徹底を図った。
--	------------------------------------	---

(4) 所管機関監査結果 (指導事項) に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーキング (地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金)	ぎふ親子ほのぼの推進ネットワーキングに対する地域子育て力向上広域連携促進事業費補助金において、補助事業者が支出した費用の証拠書類を確認したところ、次のとおり補助対象経費の支出証拠書類として十分でないものが見受けられ、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。 1 講師料の支払について、領収書に領収者の署名がないものがあった。 2 旅費の支給について、複数の者に対する旅費であるにもかかわらず、1 枚の領収書で処理されており、当該領収書の領収者の署名も 1 名のみとなっているものがあった。	補助事業の適切な執行のため、団体に対し、平成 31 年 2 月 27 日に事務処理に関する説明を行い、事務処理体制の強化に努めるよう指導した。 指導事項 1 について、今回指導があった事案に関しては関連書類により講師に支払が行われていることを確認した。 また、領収書に領収者の署名があることを確認するよう指導した。 指導事項 2 について、今回指導があった事案に関しては関連書類により旅行者各自に支払が行われていることを確認した。 また、旅行者毎に領収書を徴し、署名するよう改めるよう指導した。 今後は、実績報告書の審査及び確認に当たっては複数の職員で確認すること等により適正な事務処理を行う。

指定管理者 所管機関名	団体名 (施設名称)	監査結果	講じた措置
子ども家庭課	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳥学園)	岐阜県立白鳥学園の管理運営業務において、「岐阜県立白鳥学園の管理に関する基本協定書」に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていたので、速	指導事項については、法入と平成 31 年 1 月 15 日付けで「岐阜県立白鳥学園の管理に関する変更基本協定書」を締結した。 また、今後は、協定を締結

		やかに措置するとともに、今後は適正に処理された い。	するに当たり、法人において もその内容の確認を慎重に行 う旨の報告を受けたこと及び 当課においても内容確認を徹 底する。
--	--	-------------------------------	--

公 示

○岐阜県に關する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の購買手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県において公示する。

令和元年六月十四日

岐阜県庁 中 田 謙

1 調達物品等の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 346台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成31年 2 月22日

4 落札者を決定した日 平成31年 4 月11日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番地20号

株式会社 大塚商会 中部支店

支店長 猪岡 義昭

6 落札金額 51,370,000円

7 契約に關する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

○岐阜県に關する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の購買手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県において公示する。

令和元年六月十四日

岐阜県庁 中 田 謙

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県県有施設予約システム導入・運用業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成31年 4 月 9 日

4 落札者を決定した日 令和元年 5 月27日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市橋本町二丁目 8 番地

富士通株式会社岐阜支店

支店長 安井 昌隆

6 落札金額 54,787,700円

7 契約に關する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部管財課財産企画係

(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号

○岐阜県に關する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の購買手続の特例を定める規程（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり岐阜県において公示する。

令和元年六月十四日

岐阜県庁 中 田 謙

1 特定役務の名称及び数量 人事給与システム改修業務（会計年度任用職員制度対応）一式

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成31年 4 月26日

5 契約の相手方の住所及び氏名 人事給与システムの機器更新及び賃貸借・運用保守

業務委託特定共同企業体

代表者 岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地

西日本電信電話株式会社 岐阜支店

支店長 徳升 良弘

構成員 岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役社長 田中 靖哲

6 契約金額 116,600,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総務部総務事務センター
(2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

。落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 岐阜県大気汚染常時監視システムシステム構築及び運用業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成31年 3月13日

4 落札者を決定した日 平成31年 4月23日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県海部郡江町大字今字下六反田65—1

環境計測株式会社中部営業所

所長 高橋 啓一

6 落札金額 70,059,600円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県環境生活部環境管理課大気環境係

- (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

。公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量（用地測量）

三 作業期間

令和元年六月十日から

令和元年十二月十日まで

四

作業地域
高山市

。開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発登記簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第三 二号の一八 平成三〇・一〇・二五	羽島市正木町曲利字村北七四九番一、 七五〇番一、七五一番一、七五二番一、 七五五番、七五九番及び七六〇番	道路		開発登録簿 による	羽島市福寿町平方三丁目七番地 株式会社大晃サービス 代表取締役 早 野 均

〔同岐西建築第四号 の三八 同三一・四・五〕					
同岐西建築第三三三号の一 三 平成三〇・九・二〇	瑞穂市野田新田字番屋口四〇一一番	道路、水路	同		大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 哲 彦
同岐西建築第三三三号の二 一 平成三〇・一一・一四	瑞穂市稲里字二ノ町一七〇番五から一 七〇番七まで、一七二番五及び一七一 番六	道路	同		岐阜市藪田東二丁目一番六号 大和ハウス工業株式会社 支配人 大 橋 通 暢
同岐西建築第三三三号の二 二 平成三〇・一一・一四	瑞穂市只越字沖ノ坪九〇四番一及び九 〇九番一	道路	同		岐阜市藪田東二丁目一番六号 大和ハウス工業株式会社 支配人 大 橋 通 暢
同岐西建築第三三三号の二 四 平成三一・一・一七 〔同岐西建築第四号 の三七 同三一・三・一一〕	瑞穂市只越字西村中一〇七二番七及び 一〇七二番九	道路	同		愛知県名古屋市中区東桜一丁目二三番三三 セキスイハイム中部株式会社 代表取締役社長 吉 田 匡 秀

。落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年六月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達役務の名称及び数量 郡上特別支援学校スクールバス運行管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成31年2月4日
- 4 落札者を決定した日 平成31年3月7日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市藪田南五丁目12番3

6 落札金額 35,346,600円
7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立郡上特別支援学校 事務室
(2) 所 在 地 郡上市大和町栗葉32番地1

。正 誤

(校正誤) 令和元年五月二十一日第五号 建築基準法に基づく道路の位置指定（岐阜県告示第十

七号）二四頁下段の表中

安八神戸町大字神戸字高塚七四番四

は、

安八郡神戸町

大字神戸字高塚七四番四
の誤り。

○ 正 誤
(校正誤り)

令和元年五月十四日第三号 土地改良区の定款の変更認可一五頁上段の表中
「 穂

積 土 地 改 良 区 は、
瑞 穂 土

地 改 良 区
の誤り。

○ 正 誤
(原稿誤り)

平成三十一年四月二十六日第三千四十三号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（岐阜県人事委員会規則第十五号）
二五二頁下段前から七行目中「工業技術研究所」は「工業技術研究所の所長、副所長」
の、同段前から七行目及び八行目中「産業技術総合センター」は「産業技術総合センター
の所長、副所長（行政職給料表の適用を受ける副所長に限る。）」の誤り。

令和元年六月十四日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発 行 所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社